

善通寺市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

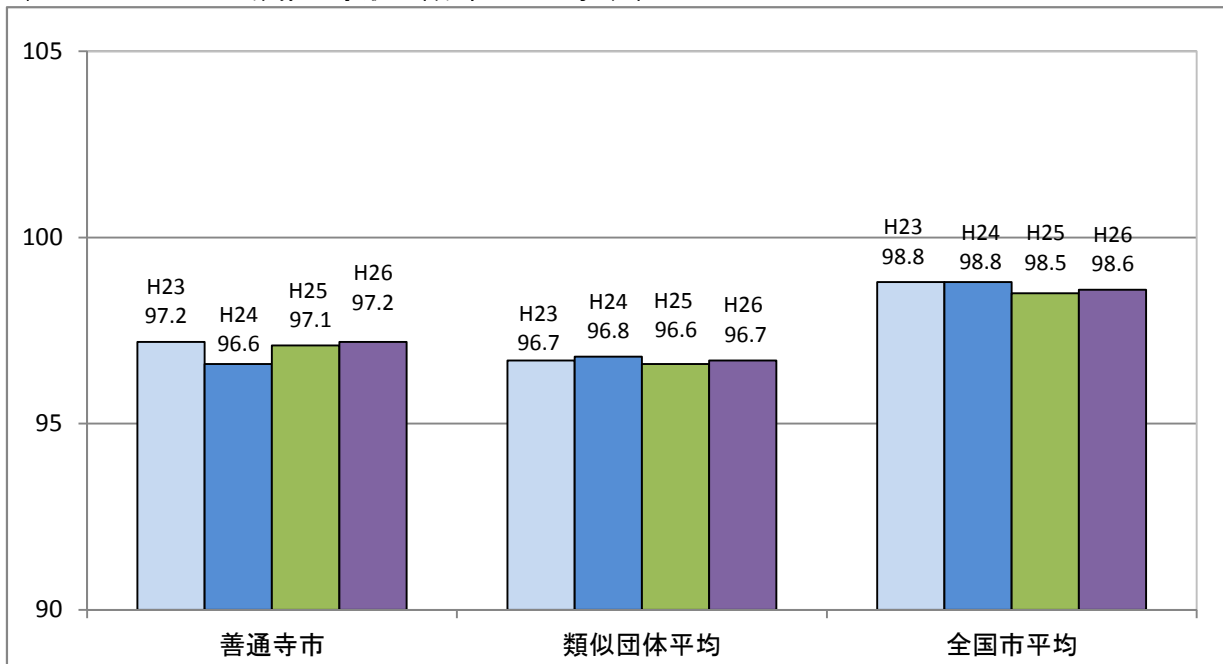
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 33,183	千円 12,929,624	千円 660,789	千円 2,361,817	% 18.3%	% 18.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 238	千円 902,189	千円 132,863	千円 334,540	千円 1,369,592	千円 5,755	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しについては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている

①給料表の見直し

[実施]

・実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均2.2%引下げ。激変緩和のため、経過措置（現給保障）を実施。

②地域手当の見直し

・実施内容

(支給割合) 高松市に勤務する職員に支給。国基準6%に対し、善通寺市においても2%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度の支給割合	見直し後の支給割合	平成27年度の支給割合
国基準による支給割合	3.0%	6.0%	4.0%
善通寺市(高松市勤務の職員のみ)の支給割合	1.5%	6.0%	2.0%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
善通寺市	44.3 歳	334,700 円	384,033 円	363,470 円
香川県	44.4 歳	340,550 円	416,740 円	364,823 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	320,225 円	372,857 円	345,804 円

②技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)
善通寺市	52.1 歳	364,200 円	411,928 円	379,320 円
うち清掃職員	50.3 歳	357,400 円	422,125 円	376,300 円
うち給食調理員	59.3 歳	391,300 円	395,100 円	391,300 円
香川県	52.8 歳	335,743 円	365,587 円	349,644 円
国	50.1 歳	287,992 円	—	326,611 円
類似団体	49.6 歳	310,621 円	336,564 円	323,268 円

区分	民間			参考
	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
善通寺市	—	—	—	—
うち清掃職員	廃棄物処理従業員	44.7 歳	288,100 円	1.47
うち給食調理員	調理師	41.7 歳	228,500 円	1.73

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
善通寺市	—	—	—
うち清掃職員	6,536,600 円	3,939,100 円	1.66
うち給食調理員	6,385,500 円	3,056,200 円	2.09

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している。

(平成23年～25年の3ヵ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
善通寺市	44.9 歳	304,000 円	323,420 円
香川県	45.0 歳	378,533 円	415,564 円
類似団体	41.8 歳	306,603 円	329,708 円

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
善通寺市	39.2 歳	304,300 円	372,061 円
類似団体	37.9 歳	287,767 円	347,487 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		善通寺市	香川県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	133,100 円	—
	中 学 卒	—	125,400 円	—
教 育 職	大 学 卒	172,200 円	199,700 円	—
	高 校 卒	—	154,900 円	—
消 防 職	大 学 卒	178,800 円	—	—
	高 校 卒	144,500 円	—	—

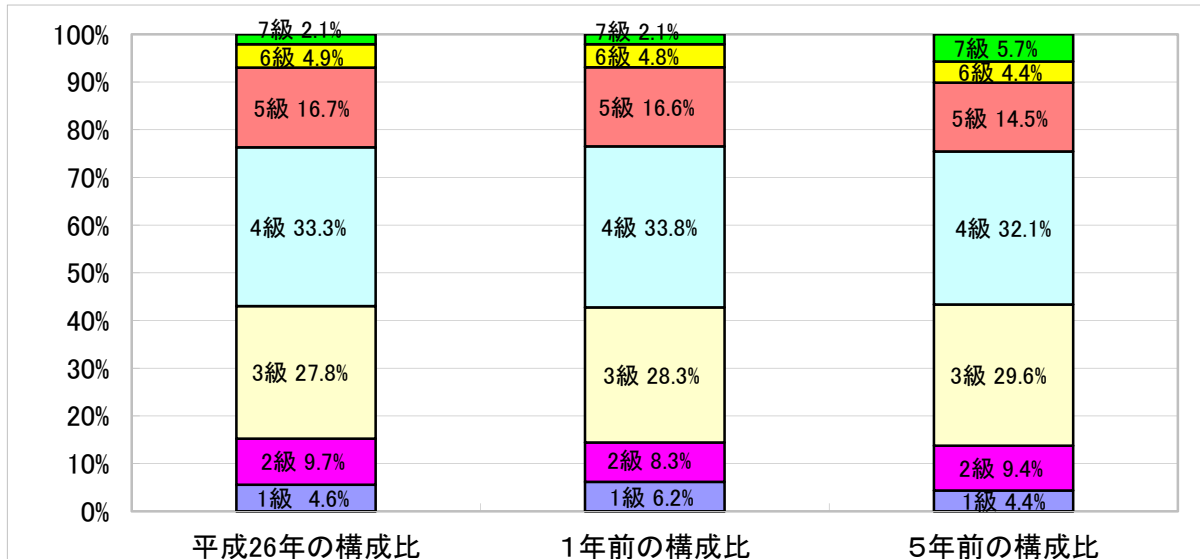
(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満	経験年数25年以上30年未満
一般行政職	大 学 卒	273,700 円	324,900 円	365,400 円	383,800 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長	3	2.1	円 366,200	円 468,200
6 級	課長	7	4.9	円 320,600	円 440,800
5 級	課長・主幹	24	16.7	円 289,200	円 416,200
4 級	課長補佐・副主幹	48	33.3	円 261,900	円 407,500
3 級	係長・主任主事	40	27.8	円 222,900	円 354,700
2 級	主事	14	9.7	円 185,800	円 307,800
1 級	主事	8	5.6	円 135,600	円 243,700



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇格時に、年2回の勤務評定を反映している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

善通寺市	香川県	国
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,403 千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,584 千円	—
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

毎年2回(6月期と12月期)勤勉手当の支給時に勤務評定を実施している。
全職員について、勤務評定の評定結果に基づきA~E評価までの5区分に分類し、勤勉手当に反映している。

(2) 退職手当 (平成26年4月1日現在)

善通寺市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 23,808千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		47 千円	
支給職員 1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		47,172 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
高松市	1.5%	1	3.0%

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績 (25年度決算)		7,000 千円		
支給職員 1人当たり平均支給年額 (25年度決算)		78,652 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)		36.0 %		
手当の種類 (手当数)		13		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税事務に従事する職員の特殊勤務手当	税務職	市税の徴収事務従事	80 千円	月額3,500円
		市税の賦課事務従事		日額180円 半日100円
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職・看護保健職	感染症患者の救護、感染症菌の付着した物件の処理作業	0 千円	1件1,000円
し尿及びごみ処理に従事する職員の特殊勤務手当	清掃職員 (技能労務職)	し尿処理に従事	1,680 千円	日額 1,600円 半日 800円
		ごみ処理に従事		日額 1,400円 半日 700円
		大型自動車運転に従事		月額3,500円
		普通自動車運転に従事		月額 2,800円
		精勤手当		月額5,000円
		年末年始し尿処理		日額 1,680円 半日840円
		年末年始ごみ処理		日額 1,890円 半日950円
行旅病人の収容に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	病人の収容	0 千円	1件1,500円
		死人の収容		1件5,000円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	社会福祉課勤務 (生活保護)	1,273 千円	月額 5,250円
	福祉職	保育所勤務の保育士		月額 3,150円
	一般行政職	人権課勤務 (同和対策)		指導監督者等月額 4,200円 その他の職員月額 3,500円
		隣保館勤務		指導監督者等月額 4,200円 その他の職員月額 3,500円
保健師業務に従事する職員の特殊勤務手当	看護・保健職	保健師で家庭訪問に従事	113 千円	月額 2,450円
自動車運転整備に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	貨物自動車の運転整備業務	0 千円	月額 1,750円
徴収事務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	住宅使用料の徴収事務に従事	0 千円	日額180円 半日100円
測量及び現場指導監督業務等に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	測量及び現場指導監督業務	105 千円	日額180円 半日100円
消防業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防職	危険手当 (隔日勤務者)	3,196 千円	月額 2,450円
		危険手当 (平常勤務者)		月額 1,400円
		水火災等の消防 (当番)		1回 280円
		水火災等の消防 (非番)		1回 420円
		救急業務 (当番)		1回 210円
		救急業務 (非番)		1回 320円
		隔日勤務者で深夜勤務従事		5時間超 1勤務550円
				5時間未満 1勤務360円
				2時間未満 1勤務290円
市営住宅の管理業務に従事する職員の特殊勤務手当	一般行政職	市営住宅の維持管理業務	504 千円	月額 5,250円
給食業務に従事する職員の特殊勤務手当	技能労務職	給食業務の調理作業に従事	44 千円	月額 1,750円
犬・ねこ等死体収集作業に従事する職員の特殊勤務手当	清掃職員	犬・猫等死体収集作業に従事	5 千円	1件 400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	30,372 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	145 千円
支給実績（平成24年度決算）	23,072 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	110 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者13,000円 子6,500円等	同		28,413 千円	225,500 円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して支給。 家賃額に応じて27,000円以内を支給	同		10,942 千円	287,943 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額（原則、6ヵ月定期相当額 上限55,000円） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同		8,661 千円	44,186 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 部長80,900円 課長62,700円、60,200円等	異	支給金額	31,244 千円	710,082 円
休日勤務手当	祝日・年末年始の休日に正規の勤務時間中に勤務した場合に、勤務1時間当たりの給与額の135/100を支給	同		10,926 千円	390,216 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額の25/100を支給	同		5,419 千円	193,549 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	672,000 円 (840,000 円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 989,000 円/ 259,000 円	
	副市区町村長	573,000 円 (675,000 円)	816,000 円/ 483,000 円	
報 酬	議 長	510,000 円 (円)	545,000 円/ 230,000 円	
	副 議 長	455,000 円 (円)	474,000 円/ 200,000 円	
	議 員	430,000 円 (円)	442,000 円/ 180,000 円	
期 末 手 当	市区町村長 副市区町村長	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成25年度支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 給料月額×0.552×勤続年数+給料月額×5×勤続年数	(1期の手当額) 14,923,776円	(支給時期) 任期毎
	副市区町村長	給料月額×0.552×勤続年数+給料月額×3×勤続年数	8,141,184円	任期毎

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込み額である。なお平成26年に支給される退職手当は、1期の計算額の30%を支給（70%減額）する。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

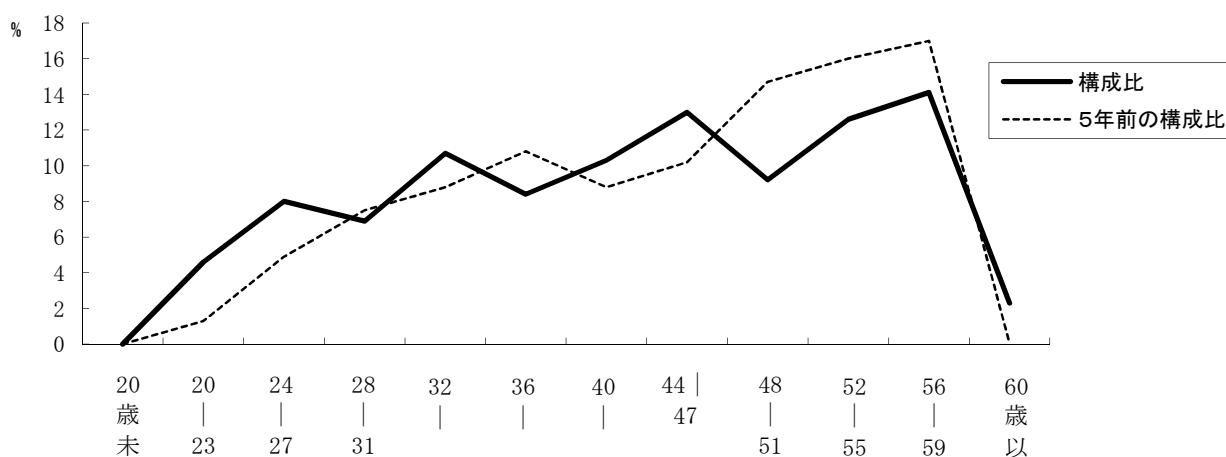
(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由	
		平成25年	平成26年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	4	4	0	業務増 新規採用 退職者不補充 事務の見直し 事務の見直し、事業終了 退職者不補充
		総 務	35	39	4	
		税 務	11	12	1	
		労 働	0	0	0	
		農林水産	11	12	1	
		商 工	6	5	△ 1	
		土 木	19	16	△ 3	
		民 生	55	55	0	
	衛 生	21	19	△ 2		
		計	162	162	0	<参考> 人口1万人当たりの職員数 48.82 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 71.69 人
	教育部門	38	38	0		
	消防部門	38	37	△ 1	退職者不補充	
	小 計	238	237	△ 1	<参考> 人口1万人当たりの職員数 71.42 人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 93.66 人	
公営企業等会計部門	水 道	11	9	△ 2	退職者不補充	
	下 水 道	5	5	0		
	そ の 他	10	11	1	新規採用	
	小 計	26	25	△ 1		
合 計		264	262	△ 2	<参考> 人口1万人当たりの職員数 78.96 人	
		[273]	[273]	[0]		

(注) 1 職員数は一般職（教育長除く）に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	0 人	12 人	21 人	18 人	28 人	22 人	27 人	34 人	24 人	33 人	37 人	6 人	262 人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	180	178	172	168	162	162	▲ 18 (▲10.0%)
教育	41	31	31	35	38	38	▲ 3 (▲7.3%)
消防	34	35	37	36	38	37	3 (8.8%)
普通会計	255	244	240	239	238	237	▲ 18 (▲7.1%)
公営企業会計	30	28	27	27	26	25	▲ 5 (▲16.7%)
総合計	285	272	267	266	264	262	▲ 23 (▲8.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数（教育長を除く）。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 579,040	千円 66,965	千円 85,019	% 14.7	% 16.0

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 10	千円 43,711	千円 3,186	千円 16,313	千円 63,210	千円 6,321

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
千円 6,123

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
善通寺市	51.4 歳	387,900 円	547,763 円
団体平均	45.0 歳	353,532 円	509,358 円
事業者	歳	円	円

- (注) 基本給は、給料・扶養手当・地域手当の合計額である。
平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

善通寺市 (水道)	善通寺市	団体平均
1人当たり平均支給額 (25年度) 1,631 千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,403 千円	1人当たり平均支給額 (平成25年度) 1,456 千円
(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

- (注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成26年4月1日現在)

善通寺市 (水道事業)			善通寺市		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)			・定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額	— 千円		1人当たり平均支給額	24,822千円	

ウ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

支給実績（25年度決算）		351 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）		58,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度）		60.0 %		
手当の種類（手当数）		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（25年度決算）	左記職員に対する支給単価
滞納整理手当	滞納整理事務に従事した職員	滞納整理事務	13 千円	日額 180円 半日 100円
水源地勤務手当	水源地勤務に従事した職員	水源地勤務	134 千円	月額 5,600円
工務手当	給水業務に従事した職員	給水業務	202 千円	月額 5,600円
出動手当	正規の勤務時間以外において、緊急の工事等の業務のために出動した職員	正規の勤務時間以外において、緊急の工事等の業務	2 千円	1回につき210円

エ 時間外勤務手当

支給実績（平成25年度決算）	324 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算）	36 千円
支給実績（平成24年度決算）	344 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	38 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成25年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（25年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者13,000円 子6,500円等	同		1,194 千円	170,571 円
住居手当	居住するための住宅を借り受けている職員に対して支給。 家賃額に応じて27,000円以内を支給	同		324 千円	324,000 円
通勤手当	・交通機関利用者 運賃相当額（原則、6ヵ月定期相当額 上限55,000円） ・交通用具利用者 距離に応じて2,000円～24,500円	同		271 千円	30,133 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員に支給 部長80,900円 課長62,700円、60,200円等	異		722 千円	722,400 円